

平成27年度事業運営方針

1 はじめに

本社は、平成24年4月に「公益財団法人練馬区環境まちづくり公社」へ移行して以来、練馬区基本構想が掲げる環境と共生する快適なまちの形成に資することを旨とし、様々な事業への取り組みを進めてまいりました。

今後も、公益財団法人の名にふさわしい公社独自の公益的な取り組みの一層の拡大と発展、充実に努めるとともに、更なる区との連携強化を図り、練馬区民の公益の増進と区民福祉の向上に貢献していきます。

2 事業運営方針

公社が担う事業については、従来、専ら区が行ってきた苦情処理や区民指導を伴う業務、区民相互間や民間事業者相互間の調整を要する業務および業務の受け皿となる民間事業者が存在しない、ないしは育っていない分野の業務を主たる対象とするものです。

平成27年度は、公益法人が担うべき豊かな「公共」の実現に向け、練馬区が策定中の「(仮称)区政運営の新しいビジョン」の方向を踏まえつつ、公社が担う公益的な取り組みを一層拡大・充実するとともに、公社の持続的発展に必要な公社組織の活性化と安定的な経営基盤の強化に努め、区民に必要とされる公益法人づくりを進めます。

(1) まちづくり事業

「まちづくりセンター事業」の特徴である、練馬区まちづくり条例に基づく相談・支援業務を、地域の拡大も含め一層強化するとともに、「まちのコーディネーター」をモットーとする「協働型まちづくり事業」に加え、「景観」「農地共生」「ユニバーサルデザイン」の3つの事業分野への取り組みを更に推進し、区民とともに多面的かつ総合的なまちづくりを広げます。特に「農地共生」については、高松一・二・三丁目地区を対象に、「農の風景育成事業」を推進します。

(2) 自転車等の適正利用に関する事業

区内各駅周辺に設置している区立自転車駐車場およびタウンサイクル7施設については、平成23年度から平成27年度までの5年間指定管理者として施設を運営していきます。とりわけ、指定管理者選定の過程で当社が提案した方策等については、区と調整を図り、確実に実現していくとともに、自転車関連5事業(駐車場運営、撤去、保管・返還、案内誘導、問い合わせ対応)を連携させ、一体的かつ総合的に練馬区全域における自転車の適正利用を推進します。

放置自転車対策については、地域の皆さまが放置自転車や自転車駐車場の問題を地域のまちづくりの課題として受け止め、問題の解決に関与することが重要なことから、地域の活動の核となる自転車対策地域協議会をより多くの鉄道駅で設立することを目指し、江古田駅および石神井公園駅での協議会発足の成果を踏まえ、他の地域でも積極的に取

り組んでいきます。

また、「幼児2人同乗用（3人乗り）自転車のレンタル事業」や「無料自転車駐車場事業」および当社が整備した3か所の有料自転車駐車場を、公社自主事業としての確に運営するなど、地域の自転車交通環境の向上等に取り組みます。

（3）資源循環の推進に関する事業

平成22年4月から練馬区内の家庭から排出される資源ごみである容器包装プラスチックおよび粗大ごみの回収作業を練馬区から受託し実施しています。

また、平成22年11月からは練馬区資源循環センターを受託運営し、当該施設を拠点として、ごみの発生抑制とリサイクルを進める資源循環の推進に係る区民、事業者への普及啓発、粗大ごみの再利用事業、金属類資源化事業などに加え、町会等が古紙等を回収する集団回収の実施団体拡大への取り組みやリサイクルを推進する事業者の活動支援とネットワーク化に取り組み、資源循環型社会の形成に貢献していきます。

（4）可燃ごみ・不燃ごみの収集に関する事業

平成27年4月から練馬区内の一部地域について、家庭から排出される可燃ごみ・不燃ごみの収集業務を練馬区から受託し実施します。

同事業は、区民の暮らしを日常的に支える重要な業務であることから、当社がすでに実施している資源循環推進事業等と十分に連携を図りつつ、的確な実施に努めます。

（5）地球温暖化の防止対策に関する事業

練馬区の地球温暖化対策を区民、事業者、区の三者が連携・協力して推進するための組織として、「地球温暖化対策地域協議会」が平成22年5月に設立されました。

当社は、日常生活に係る区民、事業者の自主的な温室効果ガスの排出抑制に向け、関係機関の一つとして「地球温暖化対策地域協議会」の構成会員となると同時に事務局運営業務を区から受託し、協議会の取り組みを積極的に支援していきます。

また、温室効果ガスの排出抑制をはじめ、資源ごみのリサイクル等による環境への負荷の一層の低減を目指して、ねりま・エコスタイルフェアを始めとした多種多様な環境イベント事業を一層工夫し、運営します。